

# 高額な外来診療を受ける方のお支払方法の変更等について

「限度額適用認定証」などを提示すれば窓口での支払いが一定の金額にとどめられます

## 高額な外来診療を受ける皆さまへ

従来、入院の方にのみ適用していた限度額適用認定証が、4月1日から外来診療における高額療養費でも適用されることに取り扱いが変更となり、「限度額適用認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）」などを提示することで、外来診療でも窓口で一定額以上支払う必要がなくなります。



### いままでは

高額な外来診療を受けたとき、ひと月の窓口負担が自己負担限度額以上になった場合でも、一旦その額をお支払いしていました。



### 4月1日からは

限度額を超える分は、窓口で支払う必要がなくなります。ただし、同一医療機関に限ります。

## 必要な手続き

手続きが必要な方	必要な事前手続き	病院等で提示するもの
・70歳未満の方 ・70歳以上の非課税世帯等の方	加入する健康保険組合などに「限度額適用認定証」の交付を申請してください	保険証と「限度額適用認定証」を提示してください

※70歳から74歳までの課税世帯の方は、保険証と高齢受給者証を窓口に表示してください。

※75歳以上の課税世帯の方は、保険証を窓口に表示してください。

※既に、限度額適用認定証をお持ちの方は、手続きの必要はありません。

## 病院や薬局などで提示した場合、ひと月あたりの窓口負担限度額（国民健康保険・後期高齢者医療）

区分	70歳未満の方	70歳以上の方	
		外来（個人単位）	入院を含む（世帯単位）
上位所得者及び現役並み所得者	150,000円＋（かかった医療費－500,000円）×1%	44,400円	80,100円＋（かかった医療費－267,000円）×1%
一般	80,100円＋（かかった医療費－267,000円）×1%	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ	35,400円	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ		8,000円	15,000円

※70歳未満の方は、月単位で、医療機関ごと、入院・通院の別に、それぞれ21,000円以上のものを合計した金額を超える場合

※認定証を窓口に表示しない場合は、従来どおりの手続きとなります。

（高額療養費の支給申請をしていただき、支払った窓口負担と限度額の差額が、後日、ご加入の健康保険組合などから支給されます）

※保険適用外の費用は、この自己負担限度額に含みません。

お問い合わせ先

町民課町民生活グループ（医療保険担当）

☎25-2131（内線105）